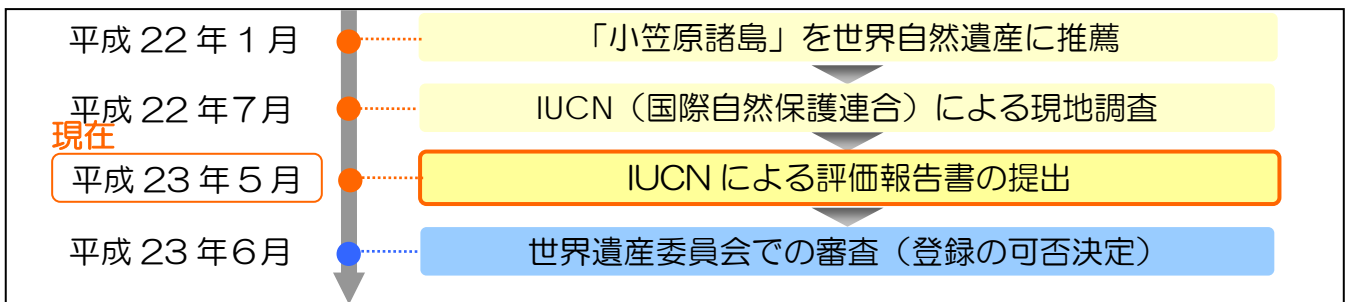




世界自然遺産の登録が適当との勧告が出ました。

小笠原諸島の世界自然遺産への登録までの流れ

- ◆平成22年1月に、日本政府が小笠原諸島を世界自然遺産として推薦しました。
- ◆昨年7月のIUCN（国際自然保護連合）による現地調査などを経て、今年の5月7日にIUCNによる評価報告書の内容が明らかになりました。
- ◆登録の可否については今年の6月19～29日にパリ（フランス）で開催される世界遺産委員会で決定される見込みです。※開催地がバーレーンから変更になりました。



評価報告書の内容

◆世界自然遺産としての登録の可否について

- 世界自然遺産として登録することが適当と勧告されました。
- 最終的な登録の可否は、この評価報告書ではなく、6月の世界遺産委員会で決定します。

◆IUCNの評価結果

- 小笠原諸島は、IUCNにより生態系に関する価値が認められました。

生態系：進化の過程が他の地域と比較して特殊であること

小笠原諸島は固有種が多く、生物が様々な場所に適応して進化した証拠がよく残っている。また、面積が小さい割に、陸貝と植物の固有種の割合が特に高い。



キノボリカタマイマイ

◆完全性への評価・指摘

- 「完全性」とは、世界遺産としての価値に必要な要素の全てが推薦区域内に入っており、それらになるべく人による影響を受けていないことを求める指標です。主な評価・指摘は以下のとおりです。
 - ・境界線は遺産の主要な価値を含んでいる。
 - ・海洋の保護区が部分的に含まれており、陸域と海域の境界部分の効果的な管理に役立っている。
 - ・外来種の影響等がすでに多くの地域で見られる。
 - ・新たな外来種の侵入に対して継続的な注意が必要である。
 - ・利用者のアクセスと外来種の侵入の管理が保全のために重要である。

◆保全管理への評価・指摘

- 「保全管理」とは、世界遺産としての価値を長期にわたって維持するための、法的な措置や包括的な仕組みを求める指標です。主な評価・指摘は以下のとおりです。
 - ・資産の管理上、研究者、管理者、地域の強い連携がみられ、特に科学委員会が順応的な保全管理に果たす役割は賞賛できる。
 - ・保全管理上の成果、高いレベルの地域参加、多様な機関の連携、推薦過程において海域の推薦地を拡大したことを賞賛する。



◆要請事項

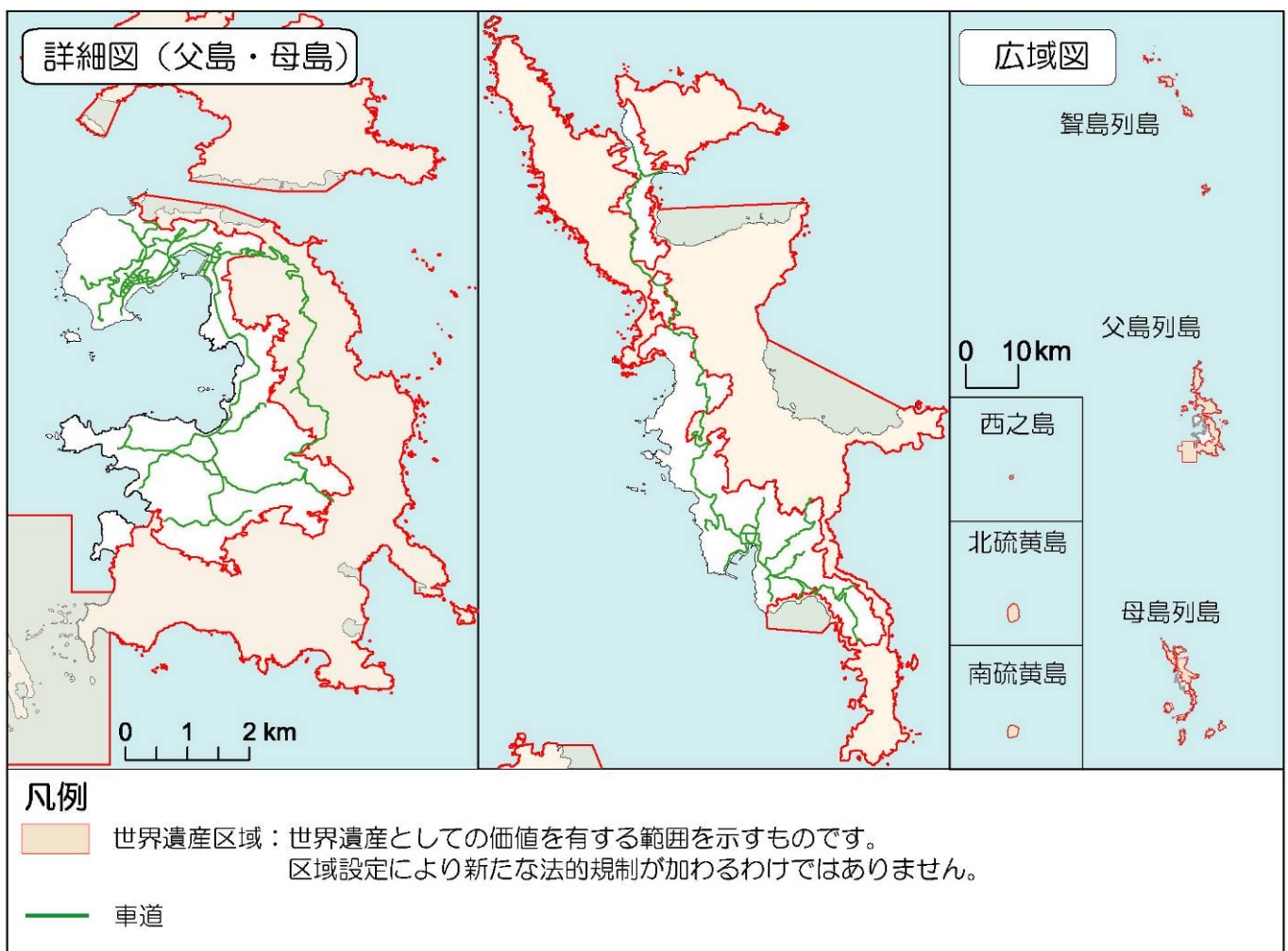
- ・ 侵略的な外来種対策への努力を続けることを要請する。
- ・ 大規模なインフラ整備について厳格な事前の環境影響評価を実施することを要請する。
- ・ より効果的な管理を行えるようにし、海洋と陸域の生態系の連続性を高めるために、海域の保護区の拡大を検討するよう促す。
- ・ 気候変動の影響の評価と適応のための研究モニタリング計画の策定を促す。
- ・ 予期される利用者の増大について、注意深いツーリズムの管理ができるよう促す。
- ・ 利用者による影響を管理するための規制措置と奨励措置を確保するよう促す。

※これらの事項は、世界遺産登録後に、日本が取り組んでいくべき課題として示されています。

※指摘及び要請された内容については、関係行政機関や地域住民と話し合いながら、対策等を検討・実施していきます。

世界遺産としての価値を有する区域

◆世界自然遺産としての価値を有する区域は以下の図で示した区域です。



◆◆お問い合わせ先◆◆

本チラシに関するお問い合わせは、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

環境省小笠原自然保護官事務所 立田

Tel/Fax：04998-2-7174/7175

東京都小笠原支庁 今村

Tel/Fax：04998-2-2123/2302

林野庁小笠原諸島森林生態系保全センター 星野

Tel/Fax：04998-2-3403/2650

小笠原村総務課企画政策室 柴垣

Tel/Fax：04998-2-3111/3222

詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
小笠原自然情報センターHP：<http://ogasawara-info.jp/>